

熊本地方裁判所委員会（第29回）議事概要

日 時 平成25年11月27日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 裁判員制度について

出席者

（委員）飯尾葉子，岡健児，箆島一也，大日方信春，久保浩，古城里美，隅川緑，永松健幹，中村信二，西村まりこ，濱田泰之，増田隆久，森元末光，（五十音順，敬称略）

（説明者）松尾部総括判事，小松本判事，久保判事補，津田刑事首席書記官，徳島刑事次席書記官，中島刑事訟廷管理官

（事務担当者）山本事務局長，甲斐事務局次長，北原総務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 新任委員紹介

第4 議事

1 裁判員裁判実施状況について説明

2 裁判員選任手続説明・体験

3 評議室見学

4 裁判員裁判法廷見学

5 意見交換及び質疑応答【● = 委員長，○ = 委員，■ = 説明者】

● 今回の地裁委員会の開催に当たり，事前に，裁判員裁判を傍聴された方の感想をお聞かせ願いたい。

○ 過去に裁判の傍聴をしたことは何度もあったが，裁判員裁判の

傍聴は初めてであった。裁判員裁判は、検察官と弁護人のプレゼンテーションの力量が試されると感じた。また、傍聴の際には、法壇（裁判官や裁判員が着席する席）が遠く感じたが、法廷見学で法壇に着席した際には、傍聴席はかなり近く感じた。その他、機材（音声認識システムや書画カメラなど）がすごく進歩していると感じた。

- 刑事事件の傍聴自体が初めてであったが、裁判員裁判を傍聴して、かなり勉強になったし、裁判所が、開かれた裁判所を目指していることがわかった。先ほどの方の感想と同じであるが、法壇からは法廷の隅々まで見渡すことができ、また、機材等がたくさんあり、システマティックになっていることもわかった。
- 本日、裁判員裁判の選任手続を体験したが、実際の裁判では、午前中に選任手続を行い、午後から裁判員裁判が始まるという流れになるのか。
- そういう流れが、ほとんどである。
- そういう流れは、すごく合理的だと思う。
- 裁判員裁判を傍聴してびっくりしたのは、裁判官と裁判員が同じ高さの法壇に座っていることであった。また、裁判員が手を挙げて質問する場面もあり、驚いた。裁判員は、あくまで裁判官の補助と思っていたので、裁判員の責任は重いと感じた。
- ここからは、自由に質問なり、御意見を伺いたい。
- 法廷に図面などをカメラに写し、画面で見ることができる書画カメラというシステムがあることにも驚いたが、一番驚いたのは、音声認識システムであった。被告人や証人の証言などが録画され、後で、評議室で、確認できる音声認識システムがあれば、慎重な裁判ができると感じた。

- 事前に辞退を認められた裁判員候補者以外に，裁判員選任手続期日に出頭しない候補者がいるとのことであるが，それは問題ないのか。
- 問題がないわけではないが，出頭しない理由までは調査していない。
- 法律上のペナルティは定められているが，これまでにペナルティを科したことはない。
- 例えば，医者を職業とする裁判員候補者が，手術の予定があることを理由に辞退することはできるのか。
- 裁判員法第 16 条 8 号八に該当すると認められれば，辞退することができる。
- 裁判員選任手続期日で，辞退が認められる裁判員候補者が多く，裁判員裁判を開くことができなかったということはないか。
- そういうことはない。裁判員裁判の期間が長い場合等は，辞退者が多くなる可能性があるため，最初から裁判員候補者を多めに選定している。
- 裁判員候補者への裁判員選任手続期日の呼出しは，期日のかなり前に行われている上，その際には，質問票を同封し，その回答により，辞退が認められることになっているため，裁判員選任手続期日の当日に辞退を申し出る人は少ない。
- 知り合いの二人が，同じ事件で，同時に裁判員になることは認められるのか。
- 差し支えない。
- 裁判員同士が，名刺交換することは問題ないか。
- 問題ない。
- 裁判員 6 人のうちの 2 人が評議に与える影響は大きいと思うが，

裁判員同士が、評議以外の場において、担当する裁判について、論評することは問題ないか。

- 裁判体を構成する者以外の第三者がいる場所で話すことは、守秘義務に反するが、そうでなければ問題ないと思われる。
- 裁判員裁判実施状況についての説明において「裁判員経験者との意見交換会において、参加者のほとんどが、守秘義務の負担はほとんど感じていないと答えている。」との説明があったが、裁判員経験者との意見交換会には、裁判員経験者のうち、何人が参加しているのか。
- 現在は、意見交換会を年2回開催しているが、裁判員経験者の中で、意見交換会に出席しても構わないと言う方をお誘いしている。だいたい1回に6～7名の方が参加している。
- 最近、裁判員経験者が、裁判員裁判により、PTSDになり、裁判所に訴えを起こしたという報道があった。裁判員裁判の中には、残虐な事件や無罪を主張している事件がある上、裁判員には守秘義務もあることから、裁判員はストレスを感じると思うが、裁判員の負担軽減のために、裁判所はどのようなことをしているのか。
- メンタルヘルスサポートという窓口を利用してもらうことができる。
- 裁判員裁判がより国民の理解を得るために、国民がもっと裁判員になった人の意見を聞く機会を設けるようにしてほしい。
- 裁判員裁判は何度か傍聴したことがある。弁護人によって違うと思うが、弁護人が最終弁論で、書面を朗読している場面を見たことがあり、そういうやり方では、裁判員の心には響かないと思った。裁判員裁判では、弁論の在り方が重要になると思うので、

弁護人は、もっと努力した方がいいのではないかと思った。

- 「よくわかる裁判員制度Q & A」の6頁に、「裁判員裁判の対象事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が与えられたり、生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがある。」との記載があるが、熊本地方裁判所に、そのような事件が係属したことはあるのか。

■ 熊本地方裁判所にはない。

- メンタルヘルスサポートでは、専門家のカウンセリングを受けることなどができるのか。

■ そういうことも可能であるが、まずは、メンタルヘルスサポートに電話を架けてもらいたい。

- 裁判員裁判が始まる前は、評議の内容が漏れたりしないか、裁判員が他からの圧力を受けることがないかなどを心配していたが、今のところ、そのような話は聞いていないので、そのようなことはないと思っている。

第5 次回開催日

平成26年5月21日（水）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回のテーマ

労働審判制度について